

商 品 先 物 取 引 仲 介 業 者

（氏名又は商号若しくは名称）

（登録番号）

（業務の種別）

所属商品先物取引業者（所属商品先物取引業者の商号又は名称）

（記載上の注意）

1. 標識を営業所又は事務所に掲示する場合、当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大きさとする。ただし、営業所又は事務所が無人の端末である場合、当該標識は、縦5センチメートル以上、横7センチメートル以上の大きさとする。
2. 業務の種別については、法第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。